

規格・基準等の事前意図公告

〔この公告は、貿易の技術的障害に関する協定第2条9.1に基づくものです。〕

端末設備等規則等の一部改正

下記のとおり電気通信事業法に基づく技術基準を改正する予定ですのでお知らせします。
ご意見のある場合は、下記要領で理由を付して文書によりご提出下さい。

記

- 1 件名
端末設備等規則等の一部改正について
- 2 対象品名
電気通信回線設備（ネットワーク）に接続して使用される端末設備
- 3 趣旨及び目的
端末設備等規則に定める絶縁抵抗を現行の国際規格（IEC62368）に準拠したものに修正する。併せて、IP化、3G終了など通信環境の変化に合わせ、端末機器の区分を見直す。
- 4 施行予定日
令和7年1月1日
- 5 意見提出先
総務省総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課
〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2
電話：03-5253-5862
- 6 意見提出期限
WTO事務局から配布された後60日間